第六章の章名を次のように改める。

第六章　サイバー警察局

第四十三条を削り、第五章中第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とする。

第四十条第一号中「第四十二条第三号」を「第四十三条第三号」に改め、同条第二号中「第三十八条第二号」を「第三十九条第二号」に改め、同条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条第六号中「電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する」を「先端的な技術を用いて行われる」に改め、同条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第四章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条第六号中「前各号」を「第一号から第五号まで」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　高速道路交通警察隊の管理に関すること。

第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「第三十四条第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号を同条第十三号とし、同条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三章中第三十条を第三十一条とし、第二十一条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第二十条を第二十一条とし、第十九条を削る。

第十八条第九号中「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条（見出しを含む。）中「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、同条中第九号を第十三号とし、第二号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に関すること。

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に関すること。

三　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、人の生命、身体又は名誉に危害を及ぼす事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。

第十七条を第十九条とし、第十六条を削る。

第十五条中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第十八条とする。

第十四条中「四課」を「三課」に、「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、「情報技術犯罪対策課」を削り、同条を第十七条とする。

第一章中第十三条を第十六条とし、第十二条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（通信基盤課）

第十五条　通信基盤課においては、次の事務をつかさどる。

一　警察通信施設の運用に関すること。

二　機動警察通信隊に関すること。

三　警察通信施設の保守、新設及び改修に関すること。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一号中「こと」の下に「（技術企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（技術企画課）

第十一条　技術企画課においては、次の事務をつかさどる。

一　所管行政に関する技術に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な警察庁の所掌事務の総括に関すること。

二　警察通信用機材及び情報システムの整備計画の企画その他警察通信に関する企画に関すること。

三　警察通信の統制に関すること。

四　警察通信関係業務の技術的調査に関すること。

五　警察通信用機材及び情報システムの技術的検査に関すること。

六　特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）の施行に関すること。

七　所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。

八　所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

九　所管行政の事務能率の増進に関すること。

十　公文書類の浄書、印刷及び製本に関すること。

第八条を第九条とする。

第七条中「五課」を「七課」に、「企画課」を「企画課　技術企画課」に、「教養厚生課」を「教養厚生課　通信基盤課」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「七人」を「九人」に改め、同条を第六条とする。

第四条を削る。

第三条第一項中「三人」を「二人」に改め、同条を第五条とする。

第二条の三を削り、第二条の二を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（技術総括審議官）

第二条　長官官房に、技術総括審議官一人を置く。

2　技術総括審議官は、命を受け、所管行政に属する技術に関する重要事項（警察庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項を含む。）についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

（サイバー警察局の分課）

第四十四条　サイバー警察局に、次の三課を置く。

サイバー企画課

サイバー捜査課

情報技術解析課

（サイバー企画課）

第四十五条　サイバー企画課においては、次の事務をつかさどる。

一　局の所掌に係る警察（以下この条において「サイバー警察」という。）に関する制度及びサイバー警察の運営に関する企画及び立案に関すること。

二　サイバー事案の防止対策一般に関すること。

三　局の事務の総合調整に関すること。

四　サイバー警察に関する法令の調査及び研究に関すること。

五　サイバー警察に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。

六　サイバー警察に関する国際会議その他の国際的な枠組み及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（サイバー捜査課の所掌に属するものを除く。）。

七　前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。